

山武市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく施策の基本事項を定めるとともに、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の推進及び行為の規制等に関し必要な事項を定め、山武市（以下「市」という。）の良好な景観の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 市の良好な景観は、地域に暮らす人々の生活と共に育まれてきた財産であることに鑑み、未来へ継承されるよう、市、市民及び事業者が景観に対する意識や協働により、良好な景観の保全や創出を図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を高めるとともに、良好な景観の形成に関する情報の提供その他の支援に努めなければならない。

4 市は、公共事業を行う場合は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成について、先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、土地の利用等の事業活動が景観に及ぼす影響に配慮し、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定等)

第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を定めるときは、法第9条に定める手続のほか、あらかじめ山武市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(重点地区の指定)

第8条 景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により重点地区を指定するときは、法第8条第2項第2号の規定に掲げる事項を景観計画に定めるものとする。

(事前協議)

第9条 法第16条第1項に規定する届出をしようとする者は、当該届出に係る行為に関する事項について、事前に市長と協議することができる。

- 2 前項の規定による協議をしようとする者は、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(助言又は指導)

第10条 市長は、前条に規定する事前協議又は法第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該協議又は当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該協議又は当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行うため、山武市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）の意見を聴くことができる。

(無届行為者に係る措置)

第10条の2 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定に反して届出をしなかった者（以下「無届行為者」という。）の当該届出について、届け出るべき事項の報告を求めることができる。

(届出を要する行為)

第11条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付し、市長に届出なければならない。

- 2 法第16条第1項第4号の規定による条例で定める届出を要する行為は、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積とする。

3 法第16条第1項に規定する条例に定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

4 法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（届出を要しない行為）

第12条 法第16条第7項第11号の規定による条例で定める届出を要しない行為は、規則に定める規模以外のものとする。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

（勧告又は命令）

第14条 市長は、次に掲げる勧告又は命令を行うことができる。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告

(2) 法第17条第1項及び第5項の規定による命令

(3) 第10条の2の報告に係る事項が景観計画に定められた制限に適合しない場合において、景観づくりを図る上で著しい支障があると認められるときに、当該無届行為者に対して、当該行為を景観計画に定められた制限に適合させるために必要な措置を講ずるために行う勧告又は命令

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令を行う場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（公表）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）、当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした者

(2) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者

(3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者

(4) 第10条の2の規定による報告の求めに応じない者

(5) 前条第1項第3号の規定による勧告又は命令に従わない者

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、山武市行政手続条例（平成18年条例第7号）に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(完了の届出)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物等の指定)

第17条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

4 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、規則で定めるところにより、名称及び所在地その他の事項を表示する標識を設置するものとする。

(景観重要建造物等の管理方法)

第18条 法第25条第2項の規定による管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、保全のため市長が必要と認める措置を講ずること。

2 法第33条第2項の規定による管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) せん定、病害虫の防除その他の景観重要樹木の保全に必要な措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、保全のため市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観まちづくり市民団体の認定等)

第19条 市長は、良好な景観の形成を目的に自主的な活動を行う市民団体であって、規則に定める要件に該当するものを景観まちづくり市民団体（以下「市民団体」という。）として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、市民団体が第1項の規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(計画提案を行うことのできる団体)

第20条 法第11条第2項の条例で定める団体は、前条第1項の規定により市長の認定を受けた市民団体とする。

(景観まちづくり推進地区)

第21条 市長は、市民団体から提案のあった、市民と市の協働による良好な景観の形成を推進する地区を景観まちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）として、景観計画に定めることができる。

- 2 市民団体は、前項の規定により推進地区を提案しようとするときは、当該推進地区内の良好な景観づくりに係る推進計画の素案を作成し、規則に定めるところにより市長に提案するものとする。
- 3 市長は、提案のあった推進地区を景観計画に定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、推進地区の変更及び解除について準用する。

(審議会の設置)

第22条 市長は、良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

(審議会の運営)

第23条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観アドバイザーの設置)

第24条 市長は、良好な景観の形成の推進を図るため、専門的な助言を行う景観アドバイザーを置くことができる。

- 2 景観アドバイザーの人数は、2人以内とする。
- 3 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関し、専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(表彰)

第25条 市長は、市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物又は工作物の所有者、設計者等を表彰することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の良好な景観の形成に寄与している個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定に基づく表彰をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日条例第11号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。